

～がん患者の方の就労や社会参加を応援するために～

ウィッグ（かつら）や乳房補整具の 購入費用助成のご案内

藤枝市では、がん治療中の市民のみなさまの就労や社会参加等を応援し、より良い療養生活となるよう、がんの治療に伴う脱毛に対応する目的で購入した、ウィッグ（かつら）や乳房補整具の購入費用の一部を助成します。



【お問い合わせ先】

藤枝市健康推進課 成人保健係 （保健センター）

電話 054(645)1111

1 助成の対象となる方

次の（１）から（４）の全てに該当する方が対象です。

- (1) 補整具を購入した日から助成の申請を行う日まで藤枝市内に住民票のある方
- (2) がんと診断され、その治療を行っている方
- (3) がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除等により補整具が必要な方
- (4) 過去に藤枝市や、県内外の自治体から同種の助成等を受けていない方

2 助成の対象品

- (1) ウィッグ（かつら）
 - ・医療用に限らず、毛付帽子や部分用ウィッグも対象となります。
 - ・ウィッグ本体に含まれない付属品やケア用品、商品の送料は対象外です。
- (2) 乳房補整具 ①と②のどちらか一方のみ
 - ① 補整下着（パットを含む）
 - ② 人工乳房（固定する下着を含む）

3 助成金額（上限）

- | | |
|-----------------|------|
| (1) ウィッグ（かつら） | 2万円 |
| (2) 乳房補整具 ①補整下着 | 2万円 |
| ②人口乳房 | 10万円 |

【注意】

- ・助成の対象は、(1)と(2)でそれぞれ1回限りです。
- ・(1)と(2)は、同時に申請可能です。
- ・(1)と(2)は、それぞれに1個の金額が上限に満たない場合、複数個の購入での申請が可能です。
- ・購入金額が上限に満たない場合でも申請は1回限りです。

4 申請期限

対象の補整具を購入した日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内

5 申請に必要な書類

	No.	書類名	注意事項など
<input type="checkbox"/>	(1)	藤枝市がん患者補整具 購入費用助成金交付申 請書兼請求書	表紙に記載のある担当部署窓口及び藤枝市立 総合病院がん相談支援センターで配布するほ か、藤枝市ホームページからもダウンロードで きます。 ★対象者が未成年の場合は、親権者が代理申請 をすることができます。この場合、(5)委任状 は不要です。
<input type="checkbox"/>	(2)	がんの治療を受けてい ることを証する書類	がんの治療を行っていることがわかる（病名や 抗がん剤などの記載のある）もの （例）化学（薬物）療法又は手術に関する説明 書、治療方針計画書、診断書等
<input type="checkbox"/>	(3)	購入した補整具にかか る領収書 （コピー不可）	原本を提出ください。写し（コピー）は不可で す。 申請者の氏名、購入年月日、購入品名及び購入 金額（購入品が複数ある場合はその内訳のわか る明細等）の記載が必要です。
<input type="checkbox"/>	(4)	振込先口座が確認でき る書類	銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名 義（申請者）の確認できるもの（通帳又はキャ ッシュカード）の写し（コピー）
<input type="checkbox"/>	(5)	委任状（指定様式）	申請者本人による申請手続きが困難な場合に は、代理人による申請ができます。 指定の委任状に記載が必要です。 代理人が申請を行う場合は、代理人本人である ことを確認できる書類の提示が必要です。 委任状用紙の配布については(1)に同じです。

6 申請方法

5 (1)の申請書に必要事項を記入し、5 (2)～(4)の書類を添えて申請してください。代理人による申請は5 (5)も必要です。

郵送の場合（簡易書留等、記録が残る方法での送付をお勧めします。）

宛先：〒426-0078 静岡県藤枝市南駿河台1-14-1
藤枝市健康推進課 成人保健係 宛

持参の場合

受付窓口：藤枝市健康推進課（保健センター 2階）

受付時間：平日（月曜日から金曜日。祝祭日、年末年始を除く）
午前8時30分～12時、午後1時～5時

7 助成金支給までの流れ

(1) 申請手続き

申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、藤枝市健康推進課（保健センター）へ郵送又は持参にて申請。

(2) 交付決定通知

申請書などの書類を確認、審査をしたうえで、申請者へ交付決定通知書を送付します。

※審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、必要がある場合には、関係機関や購入業者へ照会させていただく場合があります。

(3) 助成金の支払い

指定された口座に助成金を振り込みます。

交付決定通知発行日より1か月～1か月半後の振込を予定しています。

8 申請に当たっての注意事項【再掲】

(1) 助成は、一人につきウィッグ・乳房補整具ごと1回限りです。

(2) 乳房補整具は、補正下着又は人工乳房のどちらか一方のみです。

(3) 申請が可能な時期は、購入日（領収書などの日付）の翌日から1年以内になります。

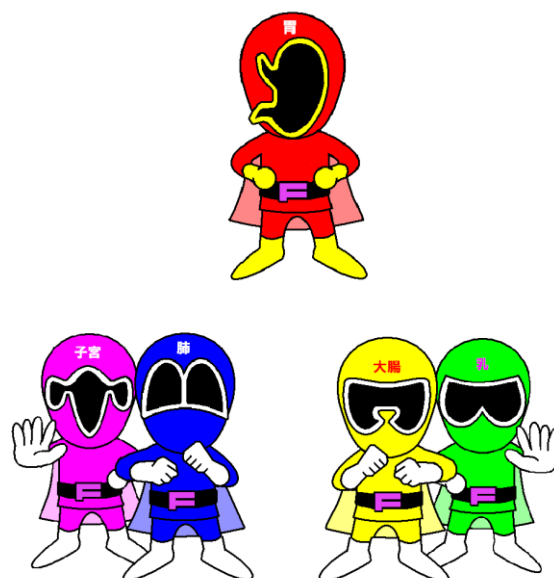
(4) 対象者が未成年の場合は、親権者が代理申請をすることができます。

9 補整具の購入にかかる領収書についての注意事項

- (1) 必ず、原本を提出してください。写し（コピー）は不可です。
- (2) 助成対象品であるかを確認するうえで重要な書類です。
必ず、購入した金額の明細がわかるものを提出してください。
- (3) 当助成制度での領収書の有効期限は、購入日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内になります。
- (4) 領収書には、次の項目すべての記載が必要になります。
 - ① 宛名（申請者のフルネーム）
 - ② 購入日（発行日）
 - ③ 購入金額
 - ④ 購入品名
 - ⑤ 領収書発行者の名称及び住所

※③及び④については、複数個ある場合は、内訳のわかる明細等の記載が必要です。

※クレジットカードでの支払いの場合は、ご利用明細書等の確認できるものをお持ちください。
- (5) 上記(4)の必要項目が記載されていない領収書（レシート等も含む）を使用される場合は、領収書（原本）の他に、記載がない項目の内容を補足できる書類の提出が必要になります。
（例）購入明細書、納品書など



10 Q&A

1 助成対象者について		
(1)	現在、藤枝市に住んでいますが、購入したときは、別の自治体に住んでいました。対象となりますか。	いいえ。 購入した日から、申請を行う日まで藤枝市民でいる方が対象です。
(2)	他の自治体で補整具の購入費助成を受けている場合、藤枝市でも申請できますか。	藤枝市で実施している補整具の助成（①ウィッグ（かつら）②補整下着又は人工乳房）については、①②の両方について助成を受けている場合は、申請できません。 助成を受けていない補整具については、申請できます。
(3)	再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合に、再度この制度を利用できるか。	いいえ。 対象者1人につき、1回限りです。 ただし、助成を受けていない補整具については、申請できます。
(4)	助成対象者に年齢制限はありますか。	いいえ。 ただし、対象者が未成年の場合は、申請は親権者が代理で行うことができます。 なお、子どもと保護者（親権者）が同一世帯でない場合は、「親権者」であることが確認できる書類を一緒に提出してください。 （例）保護者名が記載されている子どもの健康保険証、戸籍謄本 等
2 助成対象経費について		
(1)	助成対象となるウィッグ、乳房補整具は1人1個に限られますか。	いいえ。 購入される個数は問いませんので、複数購入されたものを申請することは可能です。 ただし、上限額に満たない場合でも、申請は1回限り（補整具ごと）となります。
(2)	乳房補整具は、乳がんによるものに限られるのか。 たとえば、皮膚がんにより乳房を切除した場合はどうか。	いいえ。 がん治療における外見の変化をカバーする乳房補整具であれば対象になります。
(3)	ウィッグは、医療用（全頭用）に限られるのか。	いいえ。 全頭用に限らず、部分かつらや、毛付帽子も対象になります。
(4)	ウィッグの付属品は、どこまでが助成対象ですか。	ウィッグを装着するために必要なネットは、助成対象品に含まれます。 それ以外の付属品（ウィッグのスタンドなど）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシなど）は対象になりません。
(5)	購入する業者は決まっていますか。	いいえ。 購入業者は、指定していません。
(6)	自作した場合の材料費は対象になりますか。	いいえ。 自作する場合は、対象になりません。

(7)	脱毛をカバーするための帽子は助成の対象になりますか。	いいえ。 対象はウィッグ（かつら）と乳房補整具のみです。
(8)	購入の際にかかった送料や手数料は助成の対象になりますか。	いいえ。 助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。
(9)	補整具本体にかかる消費税は、助成の対象に含まれますか。	はい。 （本体価格）＋（消費税）が対象経費になります。
(10)	ウィッグをレンタルして利用する場合、レンタル費用は対象になりますか。	いいえ。 購入費用を対象としています。
(11)	美容院でウィッグを購入しました。その時に、ヘアセットもしてもらいましたが、これも対象になりますか。	いいえ。 領収金額に含まれる場合は、費用の内訳がわかる資料を提出してください。
3 領収書について		
(1)	領収書のあて名が「上様」となっているが、申請は可能ですか。	いいえ。 領収書には、申請者の氏名（フルネーム）が必要です。 お手数ですが、発行者へ領収書の再発行を依頼してください。
(2)	領収書のあて名が漢字ではなく「カタカナ」書きになっているが、申請可能か。	はい。 フルネームで記載してあれば申請可能です。
(3)	指定の領収書の様式がありますか。	いいえ。 領収書の様式は問いません。レシートでの申請も可能です。 ただし、必要事項（手引4ページ）すべての記載が必要です。記載のない場合は、領収内訳書やカタログなど購入内容が確認できるものを併せて提出してください。
(4)	インターネット（クレジットカード決済）で購入しました。領収書がありません。どうしたらいいですか。	領収書に代わるものとして、支払いをしたことがわかるものと、手引き4ページに記載の必要記載事項（①宛名②購入日③購入金額④購入品名⑤領収書発行者の名称及び住所）のすべてを確認できるものをご提出ください。 （例）クレジットカード会社からの請求明細書の原本＋申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたものなど
(5)	店舗で、クレジット払いで購入しました。領収書が発行されませんでした。どうしたらよいですか。	店舗によってはクレジットカード決済でも領収書を発行してくれる場合がありますので、店舗に確認してください。発行されない場合は、購入内容及び支払内容が確認できる書類を提出してください。 （例） 支払内容が確認できる書類（レシートやクレジットカード会社からの請求明細書）（原本）＋購入内容が確認できる書類（パンフレットやカタログ等）